

公益財団法人 塩事業センター海水総合研究所分析試験等実施約款

本約款は分析試験に関する業務（以下、本業務という。）の依頼者であるお客様（以下、依頼者）と公益財団法人塩事業センター海水総合研究所（以下、海水総合研究所）との間の基本的な合意事項を定めたものです。

第1条（受託）

依頼者には分析試験を行う物品（以下、「試料」という。）および以下のいずれかの書類または情報を提出してお申し込みいただき、海水総合研究所はこれらを受領後（試料を伴わない場合は分析試験申込書受領後）、依頼者に受託可能の通知をします。この通知をもって本業務の受託が成立したものとします。

(1) 海水総合研究所の様式を用いた分析試験申込書（郵送、ファクシミリ(FAX:0465-48-6242)、電子メール (bunseki@shiojigyo.or.jp 宛) による提供も受け付けています)

(2) 個別契約書の締結

2 海水総合研究所が分析試験目的、分析試験方法、試料等を不適切と判断する内容については申込みに応じられません。また、受託後に不適切であることが判明した場合、本業務を中止し依頼者に連絡します。

第2条（分析試験方法）

分析試験方法は、海水総合研究所が適切と判断した方法で実施します。

2 分析試験方法にご指定がある場合、事前にご連絡ください。海水総合研究所にて実施可能かつ妥当なものと判断した場合に採用します。実施不能または不適當と判断した場合は依頼者に対応を協議させていただきます。

3 海水総合研究所が実施する分析試験方法は、海水総合研究所が従来から実施しているものや海水総合研究所固有の方法が含まれる場合があります。依頼者は海水総合研究所の事前の書面による同意なく本業務に使用された分析試験方法等を特許出願しないものとします。

4 試料の調製方法および調製量に関しては海水総合研究所の判断で実施します。注意事項などがある場合は事前书面でご指示いただきます。

第3条（料金の支払い）

本業務の料金は、海水総合研究所の定めによるものとします。

2 本業務の料金は、海水総合研究所の指定する支払期日までに、指定の銀行口座にご入金いただきます。なお、銀行振り込み等お支払いに関わる費用は、依頼者のご負担とさせていただきます。

第 5 条（秘密保持）

海水総合研究所は依頼者からの開示、提供された試料および情報、本業務を通じて知り得た情報（以下、「秘密情報」という。）について、依頼者の事前同意なしに、これを第三者には開示いたしません。ただし、次の各号に該当する情報はこの限りではありません。

- (1) 依頼者から開示されるまたは知得した際、既に公知、公用であったもの
- (2) 依頼者から開示されるまたは知得する以前に、海水総合研究所がすでに適法に所有していたもの
- (3) 依頼者から開示されたまたは知得した後、海水総合研究所の責によらず公知または公用となったもの
- (4) 海水総合研究所が本業務とかかわりなく独自に開発したもの
- (5) 海水総合研究所が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手したもの

2 依頼者は、知り得た海水総合研究所の施設、機器および職員に関する情報、管理方法、分析試験方法の詳細など海水総合研究所の固有の情報については、これらを秘密に保持していただきます。

3 依頼者および海水総合研究所は、行政機関、司法機関または弁護士会から、情報の照会または開示命令を受け、法的に開示すべきときは、1 項の規定に関わらず当該情報を開示できるものとします。

第 6 条（個人情報の利用目的）

依頼者の個人情報は、本業務に関わる連絡、確認、講演会等の各種情報のご案内、アンケート調査等の送付、海水総合研究所の活動検討並びに取得する際に明示した目的以外には利用いたしません。海水総合研究所の個人情報の取り扱いについては、「公益財団法人塩事業センター個人情報保護方針」によるものとします。

第 7 条（試料等の提供、取扱い）

本業務に必要な試料および情報は無償でご提供いただきます。

2 有害物質や危険物等が試料の場合は、試験従事者等への健康影響等の理由により、申込みに応じられないことがありますので予めお申し出いただきます。お申し出なくして、これらの試料に起因する損害を海水総合研究所が被った場合、海水総合研究所は依頼者に損害（弁護士費用は逸失利益を含みます）賠償を請求することができるものとします。

3 分析試験に使用しなかった試料は原則としてお返しせず、保存が可能である場合は試験終了後約 1 年後に海水総合研究所にて廃棄します。ただし、以下の場合については依頼者に返却し、この場合の費用は依頼者にご負担いただきます。

- (1) 試料が危険物等で容易に廃棄できない、又は試料が多量であるなど、海水総合研究所が廃棄困難と判断した場合

(2)依頼者が予め分析試験依頼書等に返却の旨を明示された場合

第 8 条（報告）

分析試験の結果は、分析報告書として、定められた期日までに報告します。また、分析試験の実施状況により期日に変更となる場合があります。

2 分析報告書の発行後、原則として記載内容の変更はできません。依頼者、若しくは海水総合研究所の責により、記載内容の変更が必要となった場合には、変更前の分析報告書は削除していただき、分析報告書の特記事項欄に R を記載し、変更前と区別した分析報告書を発行します。

3 分析報告書は PDF にて発行し、これを電子メールで送付します。郵送をご希望の場合は、依頼者が予め分析試験依頼書等に郵送の旨を明示された場合に発行します。郵便等における送料は依頼者負担とし、郵便等における運送業者等の責による事故及び遅延につきましては、海水総合研究所は責任を負わないものとします。

4 分析報告書の追加発行については、原則として発行日から 3 年以内に限り有料にて発行いたします。

第 9 条（責任）

海水総合研究所は、以下の事項について一切の責任を負いません。

- (1)依頼者が本業務の結果（正確性を問わない）を利用することにより生じた損害
- (2)分析試料等の納期遅れ期間に相当する分析報告書の納期遅れ
- (3)依頼者が分析に必要な資料や情報等（海水総合研究所が請求したか否かを問わない）を提出しないことにより生じた損害

2 海水総合研究所の重大な過失により本業務に誤りがあった場合、海水総合研究所は依頼者と協議の上、以下のいずれかの措置をとるものとし、海水総合研究所はこれ以外の責任を負わないものとします。

- (1)海水総合研究所の費用負担のもとに本業務の再実施を行う。
- (2)分析試験料金を減額する。
- (3)誤りがあった本業務の料金額を上限として損害賠償を行う。

3 海水総合研究所は本業務の結果が、第三者の知的財産権に抵触しないことを保証するものではありません。

4 依頼者より提供された試料を使用した本業務について、分析試験結果は原則として当該試料についてのみの結果であり、その母集団について同様の結果となることを保証するものではありません。

第 10 条（分析報告書の掲載使用）

依頼者が、商品、ラベル、広告媒体、ホームページ、SNS 等に海水総合研究所を明示し分析

試験結果を掲載する場合は、依頼者の責任において実施していただきます。なお、海水総合研究所が分析報告書の一部または全部の掲載中止を請求した場合、依頼者は異議無くこれに従うものとします。また、依頼者の作成した掲載物等により、海水総合研究所の名誉、信用が傷つけられた場合は、法令の定めるところに従い損害賠償請求措置をとるものとします。

第 11 条（変更，中止）

本業務の受託成立後の変更，中止になった場合，それまでに発生した費用につきましては実費及びこれに対する 10%の割合の諸経費を加えた金額で清算させていただきます。

2 試料固有の事由により分析不能となることがありますので予めご了承ください。この場合も，それまでに発生した費用につきましても前項と同様に清算させていただきます。

第 12 条（禁止事項）

依頼者は、以下の禁止事項を行わないことを誓約します。

分析試験結果をリバースエンジニアリングその他第三者の権利を侵害する方法で利用すること

第 13 条（損害賠償）

海水総合研究所は、過失により本契約に違反して依頼者に損害を与えた場合、それによって生じた直接の損害について本業務の料金を上限として賠償します。但し、海水総合研究所に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第 14 条（反社会的勢力）

依頼者は海水総合研究所に対し、依頼者、依頼者の関係会社、及びこれらの役員と従業員は反社会的勢力関与者と何らの協力，資金及び取引関係を有しないことを保証します。

2 前項の保証に反する，またはその恐れがある事実が判明したときは，海水総合研究所は，何らの通知催告を要せずかつ何らの賠償義務を負うことなく，直ちに本業務の受託を中止することができるものとします。また実施済みの本業務については，瑕疵がある場合を含め一切の責任を負わないものとします。

第 15 条（不可抗力）

天変地異その他海水総合研究所の責に帰することのできない事由により本業務の遂行が困難となった場合は，両者協議の上その措置を決定します。

第 16 条（協議事項）

以上の事項及び本約款に定めのない事項に関して疑義が生じた場合、両者は誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。

第 17 条（準拠法及び合意管轄）

本約款は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。本約款に係る一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 18 条（有効期間）

本約款の有効期間は、本業務の受託成立の日から、第 8 条における本業務の結果の報告後までとします。なお、第 5 条、及び第 10 条の規定は有効期間終了後も継続して、それぞれ有効に存続します。

附則

（施行期日）本約款は、2023 年 4 月 1 日から施行します。

附則

本約款は、2025 年 4 月 1 日から施行します。

以上